

広島大学長 浅原利正殿

学長選考に関する再要求について

広島大学教職員組合
執行委員長 吉田 修

学長選考会議からの回答をお知らせいただき、ありがとうございます。しかしながら、当方からの要求事項に真摯にご対応いただいたものとは見えない点がきわめて遺憾です。以下に当組合が更なる問題点と考える点を上げますので、ご回答をお願いいたします。

1に対する回答について

学長選考会議において各委員による「大学の役割と責任について」の具体的な議論を問いましたが、それに対して、「発言内容については、委員の自由な発言を保障する観点から、お答えすることはできません」との回答でした。学長選考会議の議事内容を秘密にするということは、どこで誰がどのように決定したのでしょうか。

諮問的な性格を持つ会議であればともかく、学長の選考という重要な意思決定を行う会議は、「自由な発言」の保障以前に、アカウンタビリティが求められるはずです。法的に言えば、学長選考会議は文部科学大臣に対して、また憲法上の規定及び判例からすれば、大学の自治の構成員に対して、学長選考会議は責任を負つており、「自由な発言を保障するために答えられない」などという無責任な態度を取ることは許されません。またもし議事録を残さない無責任な方法で議論及び決定がなされたのであれば、それは違法であり、無効な決定であると言わざるを得ません。学長選考会議については詳細な議事録を取るとともに、その議事録の公開を求めます。

2に対する回答について

「懇談会の開催については、貴組合から各委員に対して個別に申し込む性格のもので、学長選考会議として開催するものではないと考えます」との回答ですが、当組合は、個々の委員に個人として懇談会を開催するよう求めているのではなく、学長選考会議として懇談会を開催するように求めています。真摯な対応をお願いします。

3に対する回答について

回答には、「5月20日開催の同評議会での報告時における評議員からの質問に対する回答内容であり、あくまで参考として示されているもので、学長選考会議の意向を押しつける意図は全くありません」とありますが、被推薦者に順位を付さずに推薦するよう求めたり、さらには投票結果を公表しないよう求めるなど、単なる「参考」とは到底考えられない、方向性の強いものが「考え方」として示されています。そもそもなんら「押し付ける意図は全くない」のであれば、「評議会の判断に任せること」との回答のみでよいのであって、あたかも「指針」と理解されるような見解を示すこと自体が大学の自治への侵害行為です。

また、「学長選考会議の委員は、（国立大学法人）法において役員又は職員以外の経営協議会委員と理事又は部局等の長の評議員の同数をもって構成する会議として規定されており、法的枠組みに沿って構成しているもので、「学外からの侵害」にはあたりません」との回答ですが、すでに「ポイント」でも明らかにしたように、国立大学法人法自体が、運用によっては違憲性を持ちうるものであり、その施行にあたっては大学の自治への格別の配慮を必要としています。単に法的枠組みに沿っているという外形的事情だけでは「学外からの侵害」にあたらないと主張する根拠にはなりません。学外委員を半数含みながら、その組織が方向性の強い「考え方」を示すということについての実体的な正統性を示してください。